

令和5年（ワネ）第1055号

控訴人（第1審原告） 閲覧制限により非開示

被控訴人（第1審被告） W 外1名

控 訴 理 由 書

2023年6月9日

東京高等裁判所 民事部 御中

（送達場所）〒170-0002

東京都豊島区巢鴨1丁目30番6号

第3マルナカビル2階

控訴人訴訟代理人

弁護士 山 本 裕 夫

TEL 03（6912）2081

FAX 03（6912）2082



第1 はじめに

- 1 原判決は、被控訴人 W のハラスメント行為のうち、授業時の発言と俺の女発言について違法性を認め、また、 M の「もっとすごいやつ」「原告に隙があった」との発言について教員としての義務違反を認めたものの、それ以外の多数のハラスメントや二次加害に当たる行為やこれに関連する行為を不問に付し、さらに、ハラスメントと退学との相当因果関係を否定し、そのことにより控訴人が W や大学の行為により蒙った損害を極めて低額にとどめるものであった。
- 2 第2に以下で事実認定やその評価の誤りの要点について、概要を指摘するが、それに先立ち、原判決の特徴について指摘しておきたい。
 - (1) 特徴の第1は、被控訴人 W が個々のハラスメントを積み重ね（入試の異常、聴講命令の異常、罵倒と依怙最頂を通じての支配、身体的接触、二人きりの食事、そして俺の女発言等）のうえで、控訴人に対する支配を強化し、

被害を拡大しているのに、なぜか個々の事象を分離して違法性判断をし、全体としてのハラスメントの実情を把握することを回避し、これによる甚大な被害を見失っていることである。

- (2) 特徴の第2は、加害者と被害者の間に力の優劣があり、大学院という閉鎖的空間で被害者が被害を訴えられない状況にあるのに、被害者の表面的対応をあげつらい、被害者の心情を理解していないことである。二人きりの食事（直箸シェア）の加害行為への無理解、信奉者罵倒の免罪、指導教員による「俺の女」発言の異常への無理解等々にそれらは顕著に表れている。
- (3) 特徴の第3は、大学の組織としての二次加害を免罪し、追認していることである。本件では、被控訴人W対控訴人というにとどまらず、被控訴人早稲田大学の組織対控訴人との関係において、大学の機能不全の実情を理解せず、教員集団の中の権力者（被控訴人W）に対する追従・忖度による二次加害を免罪、追認していることである。
- (4) その結果、原判決は総じて、加害者とこれに忖度する二次加害者に優しく、被害者には厳しい事実認定と評価をしている。
- ①加害者Wのハラスメントは、分断的、限定的に認定し、多くのハラスメント行為を免責している。
 - ②二次加害の責めを負うべき教員について、指導教員の変更への協力で免罪してしまい、多くの二次加害やそれにつながる行為を免責している。
 - ③ハラスメント拡大局面での被害者の精神的苦痛への理解に著しく欠け、退学の原因についても甚だ粗雑な決めつけをし、その結果、被害者の損害の実情を正当に理解していない。
- (5) 以上の認定・評価の特徴は、ハラスメントに関する今日の通常理解に照らしても、また国際的な水準に照らしても、はなはだ遅れたものであり、事実認定と評価の全面的な見直しが必要であって、多くの点で以下のとおり是正が必要である。

第2 事実認定と評価の誤り

1 認定事実

前提となる事実認定については以下の特徴が指摘できる。

(1) 被控訴人 W の控訴人に対する行為等

ア 原判決は、控訴人が主張した各行為の多くは、甲 3、甲 77、原告本人調書、被控訴人 W 調書に基づき、認める。「かわいい」との発言、身体的接触、着替え発言、電話と叱責、二人きりの食事とシェアの事実、深夜の飲み会、村上春樹らと信奉者に対する激烈な批判、私用の強要、そして俺の女発言等である。

イ その一方で、以下のような認定をしている。

(ア) 趣旨不明の必要とは思えない認定が散見される。

a 食事について、控訴人が拒絶する旨の意向を示したことはなかった旨の認定をしている(19頁)。

b 表面的には良好な関係であった(19頁)との認定もしている。

こうした認定は、力のある者の前で心の内を表現できないハラスメント被害に対する原審自身の無理解を示すものである。

(イ) 控訴人に厳しい立証責任を課す認定も随所に見られる。

例えば、「俺の女発言」は繰り返しと言うが、回数を裏付ける的確な証拠はない(20頁)、あるいは、「体でも売るのがか」発言の的確な証拠はない(20頁)としている。

もともと閉鎖的空間における事実認定であり、客観的な証拠を期待できない条件のもとで、被控訴人 W が記憶にないと逃げ、かつ、発言の趣旨についてその供述を変遷させているのに対し、控訴人はその記憶を一貫して明確に述べており、いずれを信用すべきかは明らかであるのに、控訴人に厳しい立証責任を課するのは不当である。

(2) 控訴人と M 教授との関係等

控訴人と M 教授(以下「M」という。)ら教員とのやりとりについての事実認定についても、不当な認定がある。

ア 原判決は、4月22日に控訴人が T 助教に相談した際の控訴人の意向として「クビまでは考えていない」「指導教員の変更できたらそれが一番良い」というものであった旨認定しているが(21～22頁)、控訴人としては、緊急避難の措置として教員変更を望んだことは確かであるが、それが希望の全てではないし、その当時の心境とすれば、「クビまでは考えていな

い」一方で、被控訴人 **W** の謝罪くらいはあってしかるべきと考えており、それゆえ、**M** の 2 回目の面談へと事が運ぶことになったのである。

イ (ア) 原判決は、**M** と **B** のやりとりに関し、「何となく察しがついた」とのメールがハラスメントの問題というのは憶測の域を出ないとするが (22 頁)、控訴人が原審で指摘した点については、何も答えていない。

a そして控訴人は、**M** が、「師匠 (被控訴人 **W**) の方か、弟子 (**I**) の方か」と尋ね、控訴人が「師匠の方」と答えると、**M** が笑いながら「そっちの方か」という反応をしたことも (**B** 5 頁)、**M** が **B** の相談がセクハラ関係であることを理解していた証として指摘をしたが、何も答えていない。

また、この点に関し **M** は、被控訴人 **W** と **I** 准教授 (以下「**I**」という。) を評して「歯に衣を着せぬ発言、厳しい指導で知られてはいても、セクハラで知られていた 2 人ということの意味しないかのように説明しているが、少なくとも **I** は授業が厳しいことで知られているわけではなく、もし **M** がそのような想定をしていたのだったら、控訴人がセクハラの内容を話したときに驚くはずだが、そのようなこともなかった (原告 14 頁)。

b そもそも主任が、女子の院生 2 人から相談事を持ち込まれた時点で、ハラスメントの可能性を察するのが当然であろう。

そして現に、**B** と控訴人がセクハラの内容に係る相談をしても、**M** には少しも驚いた様子がなく、そのことも **M** がもともとセクハラ相談を想定していたことの証として指摘したが、この点も何の言及もない。また、**M** の「**W** さんならたいしたことはない」という趣旨の発言は、程度はともかく被控訴人 **W** についてハラスメントの問題があったことを前提としていたと考えられる。

c さらに被控訴人 **W** のハラスメント行為は、偶発的な、一回的なものではなく、常習的になされていたものであり、そのことは現代文芸コースの関係者にとっては、周知のことであった。**■** (甲 22、甲 49)、**■** (甲 4、甲 46)、**■** (甲 23)、**■** (甲 41)、**■** (甲 47)、**■** (甲 48) ら多数の卒業生並びに教員 (甲 6)

がそのことを報告しているほか、被控訴人 **W** も同被告自身の本件以外の事例（本件の1年前）があることを認め（被告渡部37頁、乙イ1の87頁）、被控訴人早稲田大学もその事実を認定している（甲8）。そうした状況のもとで、**M** が被控訴人 **W** のセクハラを知らないわけがないのに、原判決はその点の認定を避けている。

(イ) こうして **M** はセクハラ相談であることを察していながら、冒頭から「面倒なことは嫌だ」といって控訴人の相談を牽制したのに、原判決はこの点を無視し、あるいは見過ごしている。

(ウ) **M** の「セクハラというのはもっとすごいやつだ」「原告にも隙があった」「視線の動かし方が異性を勘違いさせてしまう」と発言したとの原判決の認定（23頁）はもとより正当である。

(エ) その一方で、原判決は、**M** は、①指導教員の変更が考えられる、②防止室への相談は大事になる ③様子を見る、の選択肢を提示し、控訴人は①の結論を受け入れたとする点は、**M** の事後的な解釈を無条件に受け売りするものであり、そのような事実を裏付けるものではなく、むしろその場にいた **B** も控訴人も否定している（原告最終準備書面27頁）。前記のとおり、控訴人はまずは、緊急避難として指導教員の変更を希望したもので、それを最終的な解決として受け入れたわけではない。

さらに言えば、このような選択肢は、控訴人の問題は收拾できるにしても、大学における被控訴人 **W** のハラスメントを抑止することにはつながらない。

(オ) 原判決は、**M** がハラスメント問題がコースの外に明らかになれば「叩かちゃう」と発言したとしながら、控訴人がこれを口止めの意味に理解したとする（23頁）。しかし、控訴人がどう理解するか以前の問題として、**M** の「叩かれちゃうことになるかもな」という言葉が、**M** が問題の拡大を恐れ、控訴人の発言を牽制するものであったことは明らかであり、それを控訴人が口止めと勝手に理解したかのような記載は相当とは言いがたい。そこには控訴人の被害の回復よりは、管理者である **M** に対する必要以上の「理解」があるように思われる。

ウ 原判決は、ウで教員変更への手続の進行について述べるが（23～24

頁)、前記の通り、これは控訴人の最低限の緊急避難的希望であり、その希望がこれにとどまるわけではない。

エ エの手續(24頁以下)についても、ウと同様であるが、以下の認定と評価については疑問がある。

(イ)の「具体的なことは話したのでしょうか」「前の段階で解決できた方が良いですね」との発言は、被控訴人早稲田大学のガイドラインに反し、やはり問題の拡大を恐れていることを示し、控訴人の発言を牽制するものであったといわざるをえない。(エ)の「余り広まらないようにしたほうが良いと思うので、慎重にしてください」との発言も同様である。

(ケ)において、控訴人が指導教員の変更の理由をハラスメント問題ではなく控訴人の修士論文のテーマ変更とすることに異議を述べなかったのは、前記のとおり、教員変更が控訴人が被控訴人 W と接触をしないですむための緊急避難的措置であり、希望のすべてではない。

(サ)の「わびの言葉があるといいのではないか」というメールは、明らかに、被控訴人 W への忖度のために、被害者と加害者の立場を逆転させようとするものであり、(ソ)の P 教授の「原告が悪いわけではないので『申し訳ありません』と詫げる必要はない」との指摘は、正当である。

(チ)の控訴人の H 教授、P 教授及び M 教授へのメールは、緊急避難たる教員変更手續の尽力に対するものであり、被控訴人早稲田大学と教員の対応をそれですべて了解するものではない。

(3) 控訴人と I 准教授の関係について

原判決は、① I が、その講義において、被控訴人 W の研究成果を称賛する発言をしたこと、②平成29年11月頃 T 助教に「気をつけたほうがいい」と発言し、同助教が被控訴人 W のハラスメントについて話すことを牽制したこと、③修士論文の口頭試問後に控訴人に「被控訴人 W へお礼を述べることを求める」趣旨の発言をしたことを認める(31頁)。これらは概ね事実であるが、①および②は被控訴人 W のハラスメントを背景に実行されたものであり、③はハラスメント被害を理解せず、被害者に礼を求めるもので、前記の M の発言と同様、被害者と加害者の立場を逆転させようとするものである。

(4) 控訴人退学後苦情処理申立前の事実経緯について

この点は、原判決の(4)記載の認定どおりであるが、この点の問題点は後記5のとおりである。

(5) 控訴人退学後苦情申立後の事実経緯について

原判決は、調査委員会が7月12日付け調査報告書(甲8)において、「概ねハラスメントや不適切な行為又はその可能性がある」と評価しつつ、「被告Wが、原告が拠り所としていたユング派等の評価を行う際に「死ね」といった表現を用いた」ことについては、被控訴人Wの行為はハラスメントや不適切な行為といえないと評価し、また、控訴人の主張する被控訴人Wの支配従属関係の構築や被控訴人Wのセクシャルハラスメントの常態化などについては、証拠がないとの理由で取り扱わなかった(34頁)と認定したが、後記のとおりハラスメントへの理解を欠く認定・評価である。

また、8月23日付け調査報告書(甲10)は、「MとBの面談の場面におけるMの行為について、BとMの供述が食い違っていることを理由に、控訴人の主張どおりの事実認定できないとした(34頁)、この認定は中立の第三者の証言を軽視する点で採証法則に反するものである。この点について原判決は、括弧書きで「他方で、M教授の発言通りに認定できるとは認定していない」と、いかにも公平な認定に心がけたかのように述べるが、後記5(3)のとおり、必ずしもそうとはいえないし、またその点が、Bの証言を採用しなかったことを理由づけるものではない。

(6) 控訴人の退学事情

原判決は、控訴人の退学時において、語学及び演習科目の授業等の単位の不足があったこと、退学せずにもう1年在学して修士号の取得も可能であったこと、2018年3月2日にH教授に対し、「体調を崩し、学校に行くことに抵抗を感じるようになって、ほとんど授業に出席できなくなっていた」旨、また、「もともと語学に関心はなく、就職するつもりもなかった」ので修士号も必要なく、語学は平成29年春以前からほとんど出席していなかった旨を認定している。

単位取得の状況は上記のとおりであるが、控訴人は、平成29年に語学もエントリーしており、最初から退学の意味があったわけではないことは明ら

かである。また、**H**教授へのメールは、控訴人の学問的関心について述べたものであり、控訴人の進学、退学に関する方針を確信をもって述べたものではない。原判決の認定によれば、控訴人は大枚を払って最初から退学するつもりだったということになるが、ありえないことである。明確なことは控訴人が体調を崩し、学校に行くことに抵抗を感じるようになって、ほとんど授業に出席できなくなっていた（35頁）ということであり、その心境については、**■**（甲26）、**■**（甲53）、**■**（甲49）らに詳細に述べているとおりである。

2 争点（1）被控訴人**W**のハラスメントと大学の責任について

原判決は、以下に争点に関する判断をするが、以下のとおり、多くの点で認めがたい点がある。

（1）支配従属関係の構築の有無について

被控訴人**W**の控訴人に対する支配の強化のプロセスについては、原告最終準備書面の第2において「囲い込み」として述べたが、原判決はまともに検討したふしがない。

ア 原判決は、被控訴人**W**による聴講案内の事実はあったが、命令したとの主張は認められないとする。その理由として、合格発表前の授業の聴講について、合格発表前であり、入学するかどうかも決意していない控訴人に義務はないという点を挙げる。

しかし、入学前で義務はないのは当然である。義務がないのに、聴講を事実上強制された異常な状況を問題として指摘していることに、原判決はまともに答えていない。現実には、控訴人の関心のあった母校のゼミを断念してまで聴講を強いられている（甲52，原告3頁）。自由で任意に選択できる状態であれば、母校のゼミに行っている。義務がないから命じたといえないというのは、まったく理由にならない。

また、こうした発想は、管理する側の発想である。ハラスメント被害者の立場への理解が多少でもあれば、入学前の不安定な状況で合格者が指導教員の指示に逆らえなかったことは容易に理解できることである。

イ 原判決は、他の教員が引き受けなかったために被控訴人**W**が指導教員に

なつたと虚偽の説明をしたと主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はないとする（36頁）。

a しかし、その合格通知を受けた日、控訴人が大学で被控訴人Wに会うと、被控訴人Wは「君の面倒は俺がみることになった」と言い、さらに「君は一次試験で点が足りていなかった」「他の教員たちは合格に反対していて、俺がいなかったら君は受からなかった」と告げたため（原告2頁）、控訴人は希望のHゼミに入れなかったのは自分の能力が低いせいで仕方がないと受け入れ、また、被控訴人Wがいなかったら入学もできなかったのだから、厳しくてもこの人に従うしかないのだと思った（原告2頁、甲77の5頁、甲3の1頁）。

b 被控訴人Wもそうした入試の仕組みについてとうとうと語っている（例えば、W15頁、13頁）。その認識のうえで、上記の発言に至ることは自然のなりゆきでもある。控訴人の供述は、こうした被控訴人Wの供述と符合しているほか、被控訴人Wが受験生に恩に着せる発言したことはの例にも明らかである（甲23）。

なお、被控訴人Wから告げられた「点が足りていなかった、他の教員は合格に反対した」ということについて、後日、控訴人がコース主任のMに確認したところ、Mは「別にあなたの入学に反対していた教員はいなかったけれど、W氏が面接で控訴人の離婚歴を聞いて気に入ったんだ」と述べていた（原告2頁）。

c しかし、事態はもっと異常で深刻なものであった。

、Bらによれば、被控訴人Wが控訴人を気に入ったから、指導教員となったとし、Bの希望を無視して指導教員となった（甲46、47）。要するに、「他の教員が引き受けなかった」からではなく、被控訴人Wが控訴人に興味を持って引受の意思を表示したからこそ、被控訴人Wが指導教員となったのである。

さらに、「不良枠」に典型的に現れている入試の実情を見れば、学生、院生の学習の権利など度外視した、野球のドラフトまがいの異常なもので、要するに被控訴人Wが原告を気に入ったから指導教員になったというものであった（甲47、51）。しかるところ、被告早稲田の代理人はこの点

について釈明を拒絶するばかりか、裁判官の補充尋問にすら介入してくる有様で（W 51頁）、原判決の事実認定も、こうした点に一切踏み込まない異常なものであった。

ウ 原判決は、作品の厳しい講評、種々の便益の提供等が支配従属関係をいかなる意味で強化するかが明らかでないとも述べる（36頁）。

モラルハラスメントに多少でも理解があれば、ハラスメント被害者に厳しくあたるかと思えば一転して優しくあたることを繰り返し、支配を強化していく手法は、容易に理解できることである。原判決の認定はこうした常識的な理解から故なく目を背けるものである。

エ 原判決は、作家への批判は、教員の講義における批判行為は、講義の裁量の範囲を出るものではないと述べる（36頁）。

しかし、裁量とはいっても限度があり、健全な常識に照らすならば、「死ね」という表現が裁量の範囲に属するとは到底思えない。原審でも指摘したように（準備書面（1）19頁）、このような悪罵を投げかけなくても、批評は十分可能である。まして、当該作家や心理学者を敬愛する学生や院生がいる場で、そのことを知りながら信奉者が馬鹿と表現するのは（原告4頁）、学生、院生を冒瀆するものであり、これにより控訴人は非常に落ち込んだ（原告3頁）。これも上記の支配強化の一環としてなされているのである。被控訴人早稲田大学だけではなく、原審にも、著名な文芸批評家に対するおもねりがあるように思われる。

加えて、原判決も、控訴人が村上春樹らを創作の拠り所としていたことを認めている（20頁）。にもかかわらず、作家と信奉者を罵倒する発言を繰り返し、しかも、院生の文学に対する考え方を根底から覆そうというのであれば、それはもはや教育や批評の範疇を逸脱しており、単なる院生・学生の精神を傷つけるだけの加害行為であるというべきである。

オ 以上に明らかなように、被控訴人Wは、教員と学生・院生の力関係において教員がもつ一般的な優位性を越えて、控訴人個人に対して特別な支配従属関係を形成していたことは明らかであるのに、原判決はこれを認めようとしないばかりか、ろくに触れようとしめない。

様々な形を取りながら、継続的に、あるいは反復して行われたハラスメン

ト行為を一連のものとして総体としてとらえることなく、バラバラにして逐一違法性を論ずれば足りるかのような認定は、原審でも主張したエントラップメントの特徴を何ら理解しないもので、適切を欠く（甲58、原告準備書面（6）の第3）。原審のこうした機械的な認定の弊害は、以下の個々のハラスメント行為に対する判断にも顕著に現れる。

（2）「凝視行為」について

被控訴人が控訴人の足元を凝視したとの主張や供述には客観的証拠がないとする（36頁）。しかし、**B**証人が「授業中に、よく視線を送っていた」こと、「視線をかなり集中していたというか、凝視していた」ので、不自然な感じを抱いた旨を証言している（**B**1～2頁）。**B**証言は客観的証拠ではないというのであろうか。一般に学生や卒業生は、大学という組織の前では、その利益に反する証言をすることは決して容易でないことは誰でもわかる道理である。そのプレッシャーの中での証言には顕著な価値があり、信用性が認められる。また、**B**は見ただけではなく、見た状況にも言及している。**B**が「**W**が授業中しばしば、第三者にも明らかであるほど控訴人のことを不必要にじろじろと見ていた。そのことについて他の受講者とも会話を交わしたこともある」と述べているのも、あるいは、控訴人が「短パンなど露出があるものを着てくると露骨に視線がそちらに向けられていた」「授業中にも控訴人の体を眺めていて、そのことについて受講者同士で会話を交わしたこともある」（甲77の20頁）というのも、**B**の証言を裏付けるものである。

被控訴人早稲田も被控訴人**W**が控訴人の足元を見たことがあることは認めているばかりでなく、調査報告書も「申立人が短パンや短いスカートをはいているときに、申立人の足元を、見られた女性である申立人が見られたことを気づく程度の時間、見たことがある」としている（甲8）。

原判決は、調査報告書は認定根拠は明らかにされておらず、その状況や程度を認定したものでもないから客観的証拠といえないというが（37頁）、前記の**B**や**B**の供述もあわせて考えると、被控訴人**W**の執拗さは十分確認することができ、客観的状況を認定することはできるし、それに対する反証はない（被控訴人**W**は記憶していないと逃げている）。まして早稲田への請求について使用者責任を負う立場の被控訴人早稲田側の証拠が凝視行為を取り上

げていることの重みは十分尊重されるべきである。

「本件凝視行為を認めることはできないし、仮に被控訴人Wが控訴人の足元を見たことがあったとしても、社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りない」との認定は、採証法則に反することは明らかで認めがたい。

かりに百歩譲って、個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかくとしても、一連のハラスメントの一環の行為として認めることは十分に可能である。

(3) 外見発言行為について

原判決は、「かわいい」と発言したことは認められるが、頻度や状況を認めるに足りる的確な証拠はないとするが(37頁)、調査報告書も被告早稲田大学も発言を認め、しかも、調査報告書は「継続的にこれらの不快感を与える行為」として言及しているほか(なお、甲77の27頁)、大学はさらに甲9のとおり解任事由の一つの非違行為として「申立人の外見についてかわいいと告げる」という被控訴人の行為を挙げている。単純な発言であれば、「非違行為」とはしない。(1)と同様に、被控訴人早稲田大学への請求について使用者責任を負う立場の被控訴人早稲田大学が上記の発言を取り上げていることの重みは十分尊重されるべきであり、社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りずとの認定(37頁)は相当ではない。

拒絶の意向を示したことを認めるに足りる的確な証拠もないというが(37頁)、「そういういびつな関係」は、他の学生たちにも「依怙最負されている人」と見られるのであり(甲77の13頁)、外見上拒絶の意向が見えないからといって、その行為が容認されるものではない。

かりに百歩譲って、個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかくとしても、一連のハラスメントの一環の行為として認めることは十分に可能である。

(4) 身体接触行為について

原判決は、電車で身体接触をし、飲み会で頭、肩、背中に触れたことが認められるとしながら(38頁)、反復、継続の証拠がなく、態様についての的確な証拠はなく、また、継続性が認められないことから、控訴人が不快に感じた

ことは推認されるものの、社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りないとする。

しかし、身体的接触は、原判決が認めているだけでも反復、継続といえるし、さらに、俺の女発言の往路でも、不必要に体を近づけてきた（甲3の8頁、甲77の14、15頁）。控訴人がいやがっていることは、接触時に体を反らして避けていることから容易にわかることである。被控訴人早稲田への請求について使用者責任を認める立場の被控訴人早稲田自身が、甲9で非違行為として解任の理由としている。思うに、飲み会で相手が嫌がっているのに頭、肩、背中に触れるなどという相手の人格無視の態度は、通常は暴行に値することであり、一連のハラスメントの一環の行為であることはもちろん、個々の行為として不法行為として認めうることは明らかである。

（5）キス発言行為について

原判決は、裏付ける証拠はないし、かりにあったとしても、身体接触を伴うものではなく、一回的で、損害賠償を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りないとする（38頁）。閉鎖的な関係における出来事であり、控訴人と被控訴人Wの供述の信用性により判断するしかないが、被控訴人Wが「つまびらかに覚えていない」と述べるのに対し（W9頁）、控訴人の供述は具体的かつ明確であり（甲77の17頁、原告9頁）、控訴人の供述にこそ信憑性が認められる。また、「キス」と性的言動に関わるものであり、一連のハラスメントの一環の行為として認めることは十分に可能である。

（6）授業時発言について

授業という公の場における控訴人個人の行動を対象にした発言で、しかも、裸という性的な内容の発言で、合理的に推認される控訴人の意思に反してなされた、性的な観点から控訴人を取り扱った発言であり、社会通念上許容される限度を超えた発言、人格権を侵害し、違法との認定（39頁）は正当である。被控訴人早稲田大学との関係でも違法となることは言うまでもない。

（7）電話及び叱責行為

原判決は、被控訴人Wが控訴人に度々電話し、電話に出ないと叱責したことを認めながら、電話の内容や叱責の程度は認めるに足りる的確な証拠はなく、

損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りないとし、被控訴人早稲田大学も同様とする（40頁）。

その行為につき、被控訴人早稲田大学が認め、ハラスメントに該当する可能性があるとしていることの意味は重大である。程度の問題については控訴人が供述しており（甲3の4～5頁）、むしろそれに対する的確な反証はない。

個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかく、一連のハラスメントの一環の行為として認めることは十分に可能である。

（8）会食要求、シェア行為について

原判決は、二人きりの食事を求め、その際には被控訴人 **W** の食べかけの食事を直箸で控訴人の皿にのせたり、控訴人の食べかけの食事を自分の方に持っていったりしたことを認めつつ、同時に、控訴人がこれに拒絶の意向を示さなかったと述べ（40頁）、これらの行為は、2人の力関係を考慮しても、損害賠償を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りないとする（41頁）。

しかし、院生らから提出された多数の陳述書をみても、こうした二人きりの食事は、控訴人に特異な対応であったことは明らかである。加えて、直箸で食べ物をやりとりする行為は、よほど親しい関係でもなければ受け入れがたいものである。それが頻繁に行われていたというのである（甲8の第3項）。この点、控訴人が「拒絶の意向を示さなかった」というが、教員と院生との間の力の差を超えた強い支配関係にあった本件においては、拒絶が困難であったことは明らかで、調査報告書もその点は的確に指摘している（甲8の第3項）。被控訴人 **W** 自身も、前記の身体的接触の際の控訴人の対応からも、控訴人がいやがっていることは、わかっていたはずである。その際、直箸まで強いられていた被害者の心情を裁判所は察することができないのであろうか（甲3の3頁）。

ちなみに、東京高裁令和元年6月26日判決は、ハラスメント該当性について、「対象者が不利益を受け、又は性的不快感を受けることを行為者が意図したこと又はこの点について行為者に過失があることは不要である」とし、「大学院生は、本音や言いたいことを、教授に直接的に伝えることができず、黙っていたり、婉曲な表現をしたりすることがよくあることについて、教授として

は常に配慮していくべきである。」「指導教授や上司の立場にある者は、知らなかったでは済まされないのが普通であることに留意すべきある」とし、また、東京地裁平成27年6月26日判決は、「女子大学院生の立場からすれば、教員に対する遠慮・我慢等何らかの負担感があるのが通常であり、いくら『嫌ではないです』などとの回答があったとしても、あくまで建前としての回答であって、実際の内心に負担感がないなどと考えることはできない。上の立場に立つ教員としては、下の立場にある女子大学院生のかかる負担感に配慮して配慮しすぎることはない」としている。裁判所にも、ハラスメント事案の事実認定には、こうした観点から臨むことが求められているのである。

一連のハラスメントの一環の行為であることはもちろん、個々の行為として不法行為として認めるべきものである。

(9) 飲み会出席強要行為について

原判決は、飲み会について、控訴人も退席できたから、強要された事実は認められないし、継続の証拠がないから、損害賠償を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りないとする(41頁)。

しかし、退席できたというのは、控訴人が被控訴人 **W** を指導教員とする少数の院生の一人であることを忘れた議論である。しかも、調査報告書(甲8の3項)も指摘するとおり、深夜までの飲み会に出席することを拒絶できないことを認識しえたのである。個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかく、一連のハラスメントの一環の行為として認めるべきである。

(10) 作家等罵倒行為について

原判決は、講義を受ける学生も一定程度の知識や批判精神を持っていること、大学教員が講義をするに当たって、自らの考えと異なる学説や研究に対して批判を加えるにつき広範な裁量があることは論を俟たないとし(42頁)、被控訴人 **W** が講義において文芸作品やその作者、思想等を批判することは、その批判が「死ね」「馬鹿」などという激烈な表現を使用したものであったとしても、裁量の範囲を超えた違法な行為とまではいえないし、控訴人らがその作家らを創作のよりどころとしていたことを認識していたとしても、精神的に追い込むなどの加害目的で発言したことを認めるに足りる的確な証拠はないとする(42頁)。

しかし、個人の心のうちで言うならともかく、公の場において「死ね」と表現することは常軌を逸しているし、また、「死ね」と言わなければならない必然性も見いだしがたく、教員であるからといってそこまでの裁量は認めがたい（原審原告準備書面（1）の19～21頁）。

まして、教員が作家等を敬愛する学生、院生に対して、控訴人らがその作家らを創作のよりどころとしていたことまで認識していながら、「馬鹿」呼ばわりまでして攻撃する裁量がどこにあるのであろうか。被控訴人の罵倒は、現に控訴人を精神的に追い込んでおり、アカでミックハラメントとして違法というべきである。

（1 1）私用強要行為について

原判決は、被控訴人 W がおにぎり、ティッシュをそれぞれ1度、同人の研究室にもってくるように言ったことは認められるが、私用を命ずる頻度、継続性的的確な証拠はないから、不適切ではあるものの、不法行為法上違法とまではいえないとする（43頁）。被控訴人早稲田もその事実が複数回あったこと（甲8の4項）、不適切であったことを認めている。それに対し被控訴人 W は「私的な用事を頼むのも依怙最厚の一つで、それでも学生との接点もできる」（乙イ1の87頁）と豪語しているくらいであるから、確信犯的に繰り返していたと見るべきである。

個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかく、一連のハラメントの一環の行為として認めることは可能であり、認めるべきである。

（1 2）「俺の女」発言について

原判決が、被控訴人 W が既婚者でありながら、卒業後は控訴人と不倫関係を結ぶと言う趣旨の発言は、性的な観点から控訴人を扱うもので、控訴人の意思に反して控訴人の許容しがたい性的な不快感を与えるもので、社会通念上許容される限度を超えて控訴人の人格権を侵害するもので、違法であるとする点（44頁）は、基本的には正当である。また、ジョークであるという意図が伝わっていたことを認めるに足りる証拠はないし、性的な発言が許容される親密な関係にもないとした点も正当である。

原判決は、その一方で、発言を繰り返したとの点や回数、「体でも売るのがか」発言については、認められないとするが（20頁）、前記のとおり、もともと

閉鎖的空間における事実認定であり、客観的な証拠を期待できない条件のもとで、被控訴人 W が記憶ないと逃げ、かつ、発言の趣旨についてその供述を変遷させているのに対し、控訴人はその記憶を一貫して明確に述べてことに鑑みれば、控訴人の供述を信用すべきことは明らかである。

(1 3) 詰問と飲み会案内要求等行為について

原判決は、被控訴人 W が電話に出なかったことを詰問し、飲み会において控訴人をにらみつけたことを裏付ける証拠は無いとし、さらに、控訴人は明示的又は黙示的に被控訴人 W との接触を回避していたとまでは認められないから、飲み会に案内するように要求したことをもって、直ちに控訴人の良好な学習環境で学習する利益を侵害したと評価できないとする。また、飲み会に参加したことが損害賠償の支払いを命ずるほど社会通念上許容される限度を超えて違法な行為であったとは認めるに足りないとする(45頁)。

しかし、前記の飲み会での回避行為はもちろん、遅くとも俺の女発言の際の控訴人の動揺ぶりから、控訴人が接触を回避しようとしていることは認識していたはずで、それにもかかわらず、飲み会への同席を企図したということ自体、加害行為というべきである。そして強引に参加した被控訴人 W が控訴人をにらみつけるなどの対応をとったとすることはごく自然な流れといえる。個々の行為として不法行為として認めるかどうかはともかく、一連のハラスメントの一環の行為として認めることは可能である。

(1 4) 「卒業要件行為」について

原判決は、卒業、単位について声をかけたことは認められるが、ニヤニヤと笑っていたとする調査報告書(甲8)の根拠が明らかでないなどとして認められないとし、そして、被控訴人 W が控訴人が4月27日には接触を回避していることを認識し得たものの、意図的に面会を行ったことを裏付ける客観的証拠はなく、その発言には性的な意味はなく、人格を傷つける誹謗中傷でもないから、たまたま遭遇して声かけすることが損害賠償を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったとはいえないとする(46頁)。

この遭遇が M の注意の後とすれば、約束の回避行動を取っていない点で、被控訴人 W の反省が内実のないものであることがわかるし、かりに順番が逆で、接触が偶然のものであったとしても、被控訴人 W は俺の女発言時の控訴

人の動揺は認識しており、指導教員変更の動きもあったから、被控訴人 W がとるべき対応は、回避か、さらには謝罪のはずであった。また、被控訴人早稲田大学の責任という観点でいうなら、組織としてより迅速に対応していれば、遭遇以前に被控訴人 W に回避行為をとらせる環境を確保し得たという点で、組織としての責任を問われても仕方がない。

また、個々の行為として不法行為としてみて認めるかどうかはともかく、一連のハラスメントの一環の行為として認めるべきである。

(15) 総括

原判決は、授業時の発言と俺の女発言についての控訴人の主張に理由があるとし、その余の主張については理由がないとする。

しかし以上に述べてきたとおり、原判決のハラスメントに対する理解は甚だ不十分であり、身体的接触、度を超した会食要求、信奉者の罵倒というハラスメント行為とこれによる控訴人の被害を軽視している。これらも独立の不法行為として認めるとしても何も不都合はない。

また、個々の行為を分断して判断することで、ハラスメントの全貌を把握し、批判することができていない。使用者責任を問われることは必至の被控訴人早稲田大学が不適切と認めている行為を批判することすらできてない。このような認定・評価では、教員によるハラスメントの少なからぬ部分を免責、容認する結果を招くだけであり、この点でも原判決は取消を免れない。

3 争点(2) M 主任の不法行為と大学の責任について

(1) 深刻さを理解せず、適切な措置を講じなかったとの主張について

ア 「面倒なことは嫌だ」と発言し真摯に対応しなかったとの点

原判決は、「面倒なことは嫌だ」との発言は認めるものの、それ以前にハラスメントの件と認識していたことを認めるに足りる証拠はないとし、M の発言は軽率、無責任に過ぎるが、これをもって控訴人の性的自由に関する人格権又は良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は控訴人の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）と評価することはできないとする（47頁）。

(ア) しかし、前記のとおり、「何となく察しがついた」とのメールがある

ところ、①「師匠か弟子か」という質問からみて、セクハラで著名な師弟を指しているとした考えられないこと、②多くの陳述書で現代文芸コースの人間からすれば2人のセクハラは周知の事実であったこと、③控訴人がセクハラの詳細を語ってもMが少しも驚かなかったことから、控訴人らの相談をセクハラ相談であると認識していたことは明らかである。

(イ) また、セクハラ相談に対しては、寄り添った対応が重要で、被控訴人早稲田大学の方針も「まずは相談者の話に耳を傾けて」と述べている(甲45)。**M**の「面倒なことは嫌だ」発言はこれとは正反対の対応であることは言うまでもない。かりに**M**がそうしたセクハラ相談への対応に不慣れであったということがあったとしても、それは反面で研修の不徹底など被控訴人早稲田大学の組織としての責任が問われるべきこととなる。

そればかりでなく、**M**はその場で、「大事にしたいくない」とも、「ハラスメント委員会や文学学術院への報告を控えて」という言葉も投げかけており(**B**7頁、原告15～16頁、原告62頁)、「ハラスメント委員会にいくと、時間がかかったり、煩雑になったり」ということと、「現代文芸コースの評判に関わる」という話があった(**B**7頁)。控訴人も「ハラスメント委員会にいくと手続きとか煩雑だし、現代文芸コースは他のコースから目を付けられているから潰されるかもしれない」と言っていたことを記憶している(原告15～16頁)。

これらの言葉は間違いなく、控訴人の相談の決意を揺るがすもので、何らかの困難を抱えて相談に赴いた学生・院生を「面倒をかけてはいけない」と自責・萎縮させる効果をもつものであることは明らかであり、「無責任」な「冗談」という程度の非難ですませられるものではない。

これらの**M**の発言は、控訴人の性的自由に関する人格権、良好な学習環境で学習する利益を侵害したと評価するものと言えるし(47頁)、さらに以下に述べる対応と連なることによって、控訴人の被害回復のために適切な措置を講ずる義務の履行を妨げる一端となったことは明らかである。

イ 「もっとすごいやつだ」「原告に隙がある」「視線の動かし方が異性を勘違いさせる」との発言について

原判決は、「俺の女発言」は性的関心の対象としていると評価でき、違法なセクシャルハラスメントに当たる行為であることは明らかであり、聴取した **M** はセクハラ被害を認識したといえるから、被害申告を受けて以降は被控訴人早稲田大学の教員として、控訴人の学習環境が損なわれないように、控訴人の申告に対して適切に配慮する義務を負うとしたうえで（４７頁）、それにもかかわらず、**M** は被害が軽微で、原因が控訴人にもある旨の発言をしたといえ、俺の女発言等により人格権を侵害された控訴人に対し適切な配慮を怠り、性的自由に関する人格権をさらに侵害するものとし、配慮義務違反があったとした（４８頁）。

この点の認定は正当であるが、その相談の際 **M** は上記の言葉の他にも、「たいしたことない」「これはまだましな方だ」「手を出されていないからね」「ハラスメントの話はつまらないから他の話をしよう」ということを言い、被控訴人 **W** のハラスメントを矮小化して控訴人の相談の意思を挫き（原告最終準備書面２７頁）、それどころか「原告にも隙がある」等の二次加害の発言を行ったのであって（同２６頁）、その責任は重大である。

ウ 「わびの言葉があるとよい」とのメールについて

原判決は、メールの事実は認めながら、被控訴人 **W** の接触の可能性を考慮して、円滑に指導教員の変更を行う目的で提案したもので、表面的には被害者が加害者に対して謝罪することを求めるもので不当に見えるが、実際には、円滑に指導教員の変更をするための便法としての提案で、控訴人の何らかの権利利益を侵害したものと評価することはできないとする（４９頁）。

しかし、詫びの言葉を求めることは、被害者に加害者に対する謝罪を求めるもので、一次加害と同等かそれ以上に深刻な加害行為というべきであって、上記の目的で正当化できるレベルのものではない。のみならず、被控訴人早稲田大学の教員が、違法行為の張本人にどれだけ気を遣うのか、「円滑に」と神経をすり減らしているのか、ということに呆れざるをえない。

こうした状況は、被控訴人 **W** に付度するその当時の現代文芸コースの異常な状況を象徴的に示しているともいえ、その点では、こうした被控訴人 **W**

■に対する付度の状況を許していた被控訴人早稲田のセクハラ対応（研修等）の不備の責任が問われるべきである。

さらに言えば、原判決はここでは、表面的には被害者が加害者に対して謝罪することを求めるもので不当に見えるが、実際には、円滑に指導教員の変更をするための便法としての提案であるとして教員を免責するのであるが、他方前記のとおり、被控訴人 **W** のハラスメント行為の違法性判断においては、表面的には良好な関係であった（19頁）などと表面的な関係を理由に、現実の被害者の心情を無視して、やはり教員を免罪することを考えると、その認定はあまりにご都合主義的で公正を欠いていると言わざるを得ない。

エ 小括について

原判決は、適切な措置を講じなかったとの主張のうち、イの限度で認められるというが、ウの被害者に謝罪を求めるという異常な行為も二次加害として義務違反を認めるべきであるし、分断して判断するのではなく、アイウの一連の言動を大学教員の対応の誤りとして評価すべきである。

(2) 収束と隠蔽により、被害回復への尽力を怠ったとの主張について

ア 「教員変更もしたくない」「ハラスメント委員会に行くと大変なんだ」との発言について

(ア) 原判決は、**M** が教員変更尽力したことは明らかとし（50頁）、防止室への相談という方法も紹介しており、そのうえで防止室の手続が煩雑で大変とデメリットを発言したとし（50頁）、あるいは **M** は、指導教員の変更、防止室の相談方法を教示し、後者について消極的な意見を表明したものといえるとしている（51頁）。

その理由について、**T** 助教への相談状況、指導教員の変更理由、控訴人は防止室への訴えの方針変更をしていないこと等を述べ、控訴人の意向に反するものではなかったから、希望する学習環境の形成を阻害するものではなかったから、権利利益を侵害したものと認めないとする（52頁）。

(イ) しかし、**M** は最初は教員変更を望んでいなかった（原告46頁）。セクハラ相談を面倒臭がり、原判決（52頁）も認めるとおり、自分の負担が重くなることを憂慮していた **M** がとった対応として、それは納得のゆ

くものである。M が教員変更にその後対応したことは事実であるが、それは最初から率先して行われたことではない。実際の経過は、甲77の32～36頁のとおりである。

原判決は、M が5月7日に控訴人及びH教授に送ったメール（乙口12・5月7日18：48）を根拠に、あたかもM が指導教員の変更を提言したかのように扱っているが、そのメールはH教授に相談したことを報告した控訴人のメール（同日13：49）に対する返信であるから、当然にはM が教員変更を提起したことの裏付けとはなりえない。また、控訴人も、「ハラスメント防止室への相談」については、その陳述書の中で「早稲田キャンパスの28号館1階で相談を聞いてもらえる」ことを初めて知ったと述べているのであり（甲77の40頁）、ハラスメント相談室の相談の可能性を控訴人が知ったのは、本件相談時にM から教えられてのことではない。

また、原判決は、教員変更手続をとることと防止室へ訴えないことを一体として考え論じようとしているが、そこには飛躍がある。控訴人にとっては、教員変更は、日常的な接触を回避するための緊急的避難であり、それを優先課題として対応したもので、そのことは、防止室への申告や被控訴人Wの謝罪を求めることを禁止、断念させるものではない。

もし、防止室に申告し、教員変更とWの謝罪が同時に実現できるということであれば、控訴人もそれを選択したものと思われるが、原判決が指摘するように自分の負担が重くなることを憂慮したM が、防止室の手続は煩雑とデメリットを発言することで（50頁）、控訴人に防止室の利用を一時期躊躇させたのである。また、「信頼できる教授らに対し方針変更を求めることも可能であったのに、これをしていない」とするが（51頁）、この段階で誰がどの程度信頼できるのか、控訴人に判断せよというのは無理があるし、相談する側には常に教員の心証を害してはならないというプレッシャーがあり、自らの本当の要求を提示することにはためらいを感じていたとしてもおかしくない。それにもかかわらず、「原告の意向に反するものではなかった」としてMの対応を正当化するのは不当である。

そして実際、教員変更が終わっても、被控訴人Wが何事もなかったか

のように教壇に立ち、何の処分も謝罪もないことに失望した控訴人や **B** が、被控訴人 **W** の謝罪を求めて再度 **M** に申し入れをすることになるのである。それこそが控訴人の本来の意向であったことを示す行動である。

教員変更がされたからといってハラスメントが不問に付され放置されてよいはずがない。被控訴人早稲田大学がガイドラインに示すとおり、ハラスメント相談に対応する教員の義務として、**M** はハラスメント防止室への申告を勧めるべきであったのに（甲45には「迅速な対応のため、ハラスメント防止室などの相談窓口を勧めて下さい」とある）、その義務を怠ったのである。

(ウ) こうして **M** がハラスメント防止室への道を狭めたことは、希望する学習環境の形成を阻害するものとして、権利利益を侵害したものである（52頁）。

イ 「結構叩かれちゃう」との発言について

原判決は、**M** は控訴人に対し、ハラスメント問題がコース外に明らかになれば「結構叩かれちゃうことになるかもな」と発言し、控訴人がこれを口止めの意味に理解したと認定している（52頁）。また、その発言が自分の負担が増えることを憂慮した配慮を欠く不適切な発言としつつ（52頁）、控訴人が被控訴人 **W** の免職までは求めず、教員変更を希望していたことからすると、控訴人の意思に反して口止めしたというものではないとする。

また原判決は、**M** はほかにもハラスメント問題がコースの外に出ることを懸念する趣旨のメールをしているが、これも、指導教員の円滑な変更（被控訴人 **W** からのさらなるハラスメントのおそれを考慮したこと）のためのもので、隠蔽の趣旨で行ったものでもないし、権利・利益を侵害するものでもないとする（53頁）。

しかし、原判決は、ここでも、教員変更の問題と防止室への（不）申告を表裏一体ものとして位置づけている。「控訴人の意思に反して口止めしたのではない」というのも、**M** の勝手な解釈によるものに過ぎない。控訴人には、ハラスメントがこのまま放置されるのではなく、せめて被控訴人 **W** の謝罪等を求める希望があったことはその後の経過を見ても明らかである。また、そもそも、問題を防止室に持ち込んだうえで、教員変更と被控訴人 **W**

の謝罪等とともに実現するという選択肢もありえたはずである。

「結構叩かれちゃう」という発言は、客観的には控訴人がハラスメントの問題を外部に申告することを抑制する効果があることは明らかであって、**M**も控訴人がそうした行動に出ないように願って口にしていただけと見るべきである。前記のとおり、被控訴人早稲田大学の方針からも、教員の客観的義務として防止室への申告を勧めるべきであったのであるから、かかる教員の行為は院生の権利・利益を侵害するものというべきである。

ウ 「様子見」発言

原判決は、**M**が指導教員変更の流れの中で様子見しようと発言したことは、隠蔽とは認められず、その意図も隠蔽にあるものとは認められないから、人格権や利益を侵害したものとはいえないとする（54頁）。

その発言自体は、義務違反で違法とまではするかどうかはともかく、防止室への申告の動きを押しとどめるものであったことは明らかである。

エ 「具体的なことは話したか」「前の段階で解決できた方が良好」「余り広まらないようにした方が良好」との発言について

原判決は、これらの発言を認めるほか、控訴人がセクハラ被害申告をしないことを求めるものといえとしながら、控訴人が指導教員変更による解決を希望しており、その手続上の日程の限界もあり、指導教員の変更を円滑かつ早急に行うために、被控訴人**W**に悟られてはならないとの配慮の下で第三者への情報の提供は相当ではないと考慮した可能性もあるし（55頁）、控訴人が防止室等へ相談することが不可能であったともいえないから、**M**が隠蔽と防止室利用を妨げる目的で送信したとはいえないとする（56頁）。

しかし、以上に述べることについては、少なくとも控訴人にはそうした説明はなされていない。

また、もともと被控訴人早稲田大学では、相談にあたった教員は、「話を聞き終わったら関係者のプライバシー保護と適切かつ迅速な対応のため、ハラスメント防止室などの相談窓口を勧めて下さい」というのが基本方針であるのに（甲45）、**M**は前記のとおり控訴人の防止室へのアプローチを牽制したうえで、教員変更への調整を進めた経緯があり、なおかつ、それで全て

を解決しようとしていたものと思われる。防止室への相談を解決の基本においていけば、緊急避難として教員変更の調整を進めつつ、防止室の手続を並行して進めることもできたはずである。「具体的なことは話したか」とか、「余り広まらないようにした方が良い」というような発言は、こうした観点からするとまったく逆方向で、控訴人がセクハラの被害申告をしないことを求めるものというしかない。そして実際のところ、教員変更が終わると、Mの対応は徹底して後ろ向きになっている。Bに述べた「僕から言って、W教授が謝罪すると思う？」との発言（甲10の12頁）はそのことを端的に示している。上記の一連の発言は、問題の拡大をおそれただけのものであったことは明白である。

オ 小括

以上により、Mが教員変更に関わったことは認められるが、全体としてみれば、Mが、本件ハラスメントの問題を防止室等の場に持ち出されることを望まず、回避することを期待して行動していたことは揺るがない。また、(1)とあわせて一連の動きを大学教員の対応の誤りとして評価することも可能であるのに、判決はそれらを分断して評価し、教員の対応の誤りを批判しようとしなない。

(3) 争点(2)に関する総括

原判決は、(1)イについては理由があるが、その余は理由がないとするが、(1)ア、ウについても、Mは、控訴人の被害回復のために適切な措置を講ずる義務の履行を妨げたものというべきであるし、(2)についても全体としてみれば、防止室利用を妨げたという点で、隠蔽と批判されてしかるべきである。

4 争点(3) I 准教授の行為と大学の責任について

(1) Iの称賛発言

原判決は、Iが講義において被控訴人Wを称賛する発言をしたことについて、その事実を認める一方で、大学の教員がその講義において他の研究者の研究成果を称賛することは当該教員の裁量の範囲内の行為であり、違法とは言えず、控訴人が不快に感じたとしても、法的保護に値する利益が侵害されたと

はいえないとする（56頁）。この発言は、被害者である控訴人が受講している場で被控訴人Wを賞賛、擁護し、控訴人の被害感情を逆なでするものであることは理解してたのであり、こうした意図的な発言を裁量の範囲というの
は不当である。

(2) T 助教への牽制発言について

原判決は、I が T 助教に対し、被控訴人Wのハラスメント行為について話すことを牽制する趣旨の発言をしたことが認められるとしつつ、直ちに控訴人の法的保護に値する利益が侵害されたとはいえないとする（57頁）。しかし、この発言は、明らかにIの師匠である被控訴人Wのセクハラが注目を集めている時期に周囲に注意を喚起する動きを牽制するものであり、被控訴人早稲田大学がIの行為により控訴人をはじめとする学生、院生の性的自由に関する人格権、良好な学習環境で学習する利益を侵害し、そうした行為による被害回復のために適切な措置を講ずる義務に反する行為であることは明らかである。

(3) 被控訴人Wへのお礼を求めた発言について

原判決は、発言内容から、Iが控訴人に対しお礼を強要したとまでは評価できず、権利利益が侵害されたと評価できないとする（57頁）。この発言は、修士論文の審査の頃のことであるが、現代文芸コースにおいては、教員学生の権力差も当然ながら、卒業後もずっと長く続く文学の世界での権力差を考えれば、相当の重みをもつものであるのに、原判決にはこの点の理解も配慮もない。

また、Iが、被控訴人早稲田大学の教員として、被控訴人Wに謝罪を求めるとともに控訴人のお礼を求めて和解の機会を探るといのであればともかく、事情を知っていながら控訴人にのみ被控訴人Wに対するお礼のみを求めるといのは、ハラスメント行為を葬り去ることにほかならず、これも被害回復のために適切な措置を講ずる義務に反する行為というべきである。

(4) 小括

Iの発言に関するこれらの認定は、時期や状況を考えずに個別分断して、いずれも大学に有利な認定に結びつけるものである。全体を通してみれば、Iのこれらの行為が、控訴人の被害回復のために適切な措置を講ずる義務に明らかに背を向けるものであることは明らかである。

5 争点（４）退学後の被控訴人早稲田大学の不法行為等について

（１）義務の有無について

原判決は、在学契約から派生する義務としてハラスメントによる人格権や良好な学習環境を保持する利益の侵害から学生を保護するための配慮義務を負っているほか、退学者である控訴人の苦情処理申し立てを受け入れて、調査・報告をする過程でハラスメント行為を認識し、調査を開始した以降の時点においては、在学時の人格権侵害に関して被害者救済という観点から、特別な社会的接触の関係にあり、ハラスメント調査を適正に行う義務を負うとする（５８～５９頁）。

原判決は、在学学生でないことを理由に一律に義務を否定するわけではないが、在学中のハラスメントにより被害を受けた卒業生や退学者については、調査開始や報告の有無を問わず、被害救済の観点から、ハラスメント調査を適正に行う信義則上の義務を負うとすることこそ、条理にかなったまた自然な対応である（甲７７の５５頁）。逆にこの原判決の論理を認めることになれば、むしろ申告を受けつけないことのほうが大学は余計な義務を負わずに済むことになるのであって、被害者救済に逆行する判断というほかない。

（２）相談時の被控訴人早稲田の対応について

ア 中退者

原判決は、控訴人が事前連絡した際、中退者の申立は受けない場合もあるとのメールを送信したが、もともと退学者への対応は予定していないうえ、控訴人が訪問した場合には苦情処理申立に対応したから、控訴人の訴えを取り上げないかのような対応をしたとはいえないとする（６０頁）。

しかし、前記のとおり、退学者でもあっても在学中の被害者については申立を受けべきところ、事前相談の段階では申立は受けない場合もあるとして、救済に消極的な対応をしたのであって、調査報告書（甲１０の１６頁）のとおり、「メールの文面は、退学した者からの申立は受けつけないとの趣旨に受け取る方が自然であり、きわめて不適切」であって、前記の信義則上の義務に反した対応と言わざるを得ない。

イ 親族同行

原判決は、控訴人の電話で父親の同行を要望したのに対し、「こちらは女性2人なので大丈夫」との趣旨を発言したとしたが、防止室が父を受け入れないとの姿勢まで示したとはいえず、実際、訪問時には立ち会っているから、父の同行を受け入れない姿勢を示すものではないとした（60頁）。

しかし、それならば、もともと電話のときから親族同行を拒否するものではないことを説明すれば良いのであり、被害者の心情に寄り添うということができておらず（甲10の15頁）、相談への安心感を減ずるもので、前記の信義則上の義務に反した対応と言わざるを得ない。

ウ 頭名

原判決は、事前連絡時、相談室の担当者が名乗ることをしなかったことを認めるも、だからといって、相談を阻害するとまでいえないし、名乗るべき法的義務もないとする（61頁）。また、代理人による申立を認めないと説明したと認めるにたりないし、本人出頭を求めることが違法とはいえない（61頁）とする。

しかし、相談担当者は「本学の決まり」で申立段階では代理人を立てられないと説明していた（甲77の56）。また、教員によるハラスメントの相談となれば、一学生、一院生が訴え出るに不安が先立つことは想像に難くないし、まして大学場からすでに去った退学者の身であれば、相談相手は安心できる立場の人か、1人で申立をしなければならないのか、不安に思うのは当然である。その点について説明に明確を欠くようでは、前記の信義則上の義務に沿った対応とは言い難い。

また、「ハラスメントというデリケートな問題を扱うについて、直接話を聞いてその真意を確認するために本人の出頭を求めるのは違法とはいえない」とするが（61頁）、ハラスメントがあったその現場で、加害者と鉢合わせする可能性のある大学構内に足を運ぶことが必須であるとするのは、ハラスメント被害に対する正確な理解を欠いた対応として批判されるべきである。

エ 郵送申立

原判決は、申立にあたり、正確を期するため書面提出を求める運用は違法とは言えないし、郵送申立を認めなかったと認めることはできないし、申立書持参を求める運用が違法とは言えないとする（62頁）。

しかし、苦情申立書の用紙を渡し、防止室に提出しに来るように求めたのが事実である（甲3の18頁）。調査報告書（甲10の16～17頁）が指摘するとおり、即日の申立受理という方法もあったと思われるし、郵送申立を認めて、被害者の精神的負担を減らす対応はあったはずであり、前記の信義則上の義務に沿った対応とは言い難い。

オ 小括

ここでも原判決の判断は、防止室の対応の問題点を個々バラバラにわけての判断をしており、全体として、被害者に寄り添い、申告を容易になしうる対応になっていない。被控訴人早稲田大学の対応の遅れは、他の大学との比較でも明らかであって、原判決の認定は、同大学の遅れた対応を追認し、放置するものである。

（3）調査委員会

ア 原判決は、信義則上、ハラスメント調査を適正に行う義務を負うとしたうえで（62頁）、本件報告書が、俺の女発言等を認定し、セクシャルハラスメントに該当する等と結論づける一方、被控訴人 **W** による作家等への「死ぬ」との発言については、批判・批評の域を出ないとし、また、本件調査委員会の構成や委員会開催とヒアリングの経過を踏まえ、調査が適正でなかったこと認めるに足りる証拠はないとする（63頁）。

しかし、そもそも調査委員会の構成員は、通常、外部有識者、教職員等から構成されることが認められるとするが、そこには何の根拠も示されず、調査委員会はブラックボックスのままである。被控訴人 **W** による作家等やその信奉者に対する罵倒が批判・批評の域を逸脱するものであることは前記のとおりである。にもかかわらず、「原告の申立のとおり認定されていない点をとらえて調査が不十分、不公正であったと主張するに過ぎない」との言い様は、控訴人の主張への偏見に基づき、批判の根拠を示すこともしないで、自らの審理の不十分を曖昧にしようとするだけのものというべきである。

イ 原判決は、本件報告書2について、**M**教授と**B**の面談の場面における**M**教授の行為に関して、**B**と**M**教授の供述が食い違っていることを理由に、**B**の供述をもとにした原告の主張のとおり的事实を認定できないと結論づけるとし（他方で、**M**教授の発言のとおり認定できるとも認定して

いない)、また、本件調査委員会の構成や委員会開催とヒアリングの経過を踏まえ、調査が適正でなかったこと認めるに足りる証拠はないとする(64頁)。

しかし、**M**が被控訴人早稲田大学の教員という立場にあったのに対し、**B**は一院生、一卒業生であって、第三者の立場にあることに加え、母校や恩師の存在を考えれば、同大学に反する証言をすることは相当の負担とリスクを負う立場にあることは明らかであって、どちらに信用性を認められるかは自明のことと思われる。にもかかわらず、両者の供述が矛盾する重要な場面ではことごとく**B**の証言を採用することはなかった。そればかりか原判決の認定とは異なり、**M**が3つの選択肢を示したと主張する部分では、根拠もなく、**M**供述を採用している。採証法則に反したあまりに恣意的な判定であると言わざるを得ない。そして原判決はその調査報告を跡付けするかのごとき認定をしているのである。

ウ どうてい、ハラスメント調査を適正に行う義務を果たしたとはいえない。

6 争点(5) 損害、因果関係について

(1) 被控訴人**W**の行為による損害

ア 原判決は、被控訴人**W**は、控訴人に対し、性的自由に関する人格権を侵害すると同時に控訴人の良好な学習環境で学習する利益を侵害したものとイえとし、控訴人は指導教員である被控訴人**W**の行為によって多大な精神的苦痛を受けたことが認められるとする(64頁)。

しかし、以上に述べてきたとおり、被控訴人**W**の人格権等の侵害行為は、俺の女発言や授業時発言にとどまるものでなく、身体的接触の繰り返しや二人きりの食事の強要を含む一連のハラスメント行為の集積によるものであり、精神的苦痛はより多面的で控訴人を深く傷つけるものであった。

イ 原判決は、その一方で、ハラスメントと退学の因果関係について、控訴人が入学当初から単位取得に必要な出席をしておらず、もともと語学に関心をもっておらず、入学当初から創作に関心があり、修士号を取得する必要性も感じていなかったとし、俺の女発言等のハラスメント行為によって精神的苦痛を受けたことに認められ、これらにより学習意欲減退し退学の一因となっ

たことはいかがわられるものの、前記の事情から被控訴人 W のハラスメント行為と控訴人の退学との間に相当因果関係があるとまではいえないから、慰謝料の算定にあたっては、退学を余儀なくされた事実は考慮できないとする（65頁）。

まるで控訴人が、最初から中退、退学を方針としていたかのような議論で、驚くべき認定である。多額の授業料を納めていて、最初から退学するつもりだったというのであろうか。飛躍が甚だしい。

控訴人が語学に関心がなかったかようにも述べるが、相対的に関心が低かったにしても、語学の単位を取ることを放棄したわけではない。「語学は平成29年春以前からほとんど出席していない」というが、2年目も履修科目にあげている。本件ハラスメントがなければ、履修し、修士論文も書き上げ、卒業を予定していたのである。

ところが現実には、判決も認めるとおり、控訴人は俺の女発言以降、体調を崩し、学校に行くことに抵抗を感じるようになって、ほとんど授業に出席できなくなっていた（35頁）。そのことは、■■■■氏、■■■■氏、■■■■らの陳述書に明らかである。また、こうした経過の中で、語学科目だけではなく、演習科目も履修しなくなったことも、そのことを裏付けている。

2018年3月2日に H 氏に卒業不可と伝える際に、もともと語学に関心はなく、就職するつもりもなかった（35頁）、修士号も必要なかった（35頁）との説明は、当然に中退を決意していたことは意味しないし、控訴人が被控訴人早稲田において、学習する意欲がなかったことも意味しない。さらにいえば、語学科目の単位だけの問題であれば、もう一年留年して取得することも可能であったが、控訴人はそれに堪えるだけの精神的余裕もなかったのである。

その学習の意欲と条件を奪ったのが、被控訴人 W のハラスメントと被控訴人早稲田大学の対応であったことは以上に明らかである。

ウ 上記のとおり、被控訴人 W は入試以来控訴人に対する支配を強化し、俺の女発言を中心とする一連のハラスメント行為により控訴人に精神的な打撃を与えたうえ、控訴人が学習し得ない状況に追い込み、ついには退学に追い込んだものであって、そのことによる控訴人の損害が50万円というのは低

きに失することは明らかである。

(2) **M**の行為による損害

原判決は、「もっとすごい」「原告にも責任」との発言だけ違法と認め、その一方で教員変更手続に尽力したとして、5万円の限度で控訴人の損害を認定した(65頁)。

しかし、前記のとおり、**M**の二次加害は、「もっとすごい」「原告にも責任」とどまるものではなく、「詫びを求めた発言」等も含め一連の発言は教員としての義務に背いたものというべきであるし、さらに、教員変更にのみにとどめ、被控訴人**W**の行為について謝罪を求めず、公的な処分を求めるに至らないように口止めをし被害救済より事態の収拾を優先させた対応も、義務違反に問われるべきである。

さらに、こうした**M**を先頭とする大学の対応が控訴人に大学や文学に対する絶望感を抱かせ、学習の機会を奪い、退学に至らせたとどめとなってもいるのであって、こうした点に鑑みれば、5万円との評価は低きに失することは明らかである。

第3 まとめ

以上のとおり、原判決の認定は、被控訴人**W**のハラスメント行為とその責任、控訴人のハラスメント被害に関する相談への**M**の言動及び関連する**I**の言動に対する被控訴人早稲田大学の責任、控訴人退学後の控訴人の被害申告と救済申立に対する被控訴人早稲田大学の責任並びにこれらにより控訴人が蒙った損害等について、事実認定に以上に指摘した誤りがあり、また、その評価も適切を欠いており、取消を免れない。

とりわけ、被控訴人**W**の一連の行為により支配が強化され、ハラスメントが強化される中で、控訴人の被害が深刻化していったこと、その点に関する被控訴人早稲田大学とその教員等の対応が適切を欠き、そのことが控訴人の精神的な苦痛を増大させ、学習不能な状況に追い込み、ついには退学にまで至らせたことについて、把握が十分とは思われない。

そして、その前提として、原審のハラスメントに関する理解は、前記のとおり、今日の通常理解に照らしても、また国際的な水準に照らしても、はなは

だ遅れたものであると考えられるので、評価の全面的な見直しが必要であり、この点については、追って、専門家の意見書とともに控訴理由補充書を提出する予定である。